

令和3年2月5日

緊急事態宣言の延長に伴う第三者評価の取り扱いについて

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

京都府に発出されている緊急事態宣言が延期されたことに伴い、第三者評価事業の取り扱いについては以下のとおりといたします。

◆訪問調査の実施について

- ・訪問調査について、緊急事態宣言の対象期間中は、引き続き、実施を見合わせることにし、延期等の措置により取り扱うものとします。
- ・京都府を対象とした緊急事態宣言が解除された際は、訪問調査の実施を再開します。

◆評価年度の取り扱いについて

- ・延期により、令和2年度中に訪問調査を実施できない場合は、原則として令和3年度分の評価として取り扱います。
- ・事業所の事情により、令和2年度分として取り扱う必要がある場合は、訪問調査を令和3年6月末までに実施してください。

以上